

いじめをしない・嫌な事をしない・傍観者にならない

基本方針

F Ph の全校生徒加入を目指します！



F Ph とは

平成23年に当時の2年生から発案されたいじめ防止チームの名称です。

はじめは 2 Ph すなわち 2年生 PEACE to our HEART でした。24年に進級にともない3 Ph に名称を変更しました。その年に、全校生徒に活動の輪を広げるべく、全校評議会に投げかけ、全校生徒としての取り組みに発展し、F PHすなわち Fukaya Peace To our heart となりました。

- 定期的な活動を通じて、いじめ防止に対する意識を広めていきます！
- 基本方針を宣言することが、FPh 加入への条件そのものとなっています。
- 加入者には、宣言の証としてピンバッジが配布され、標準服に着用して生活します。
- いじめは良くないと言う風土づくりの面から防止策を始めています。

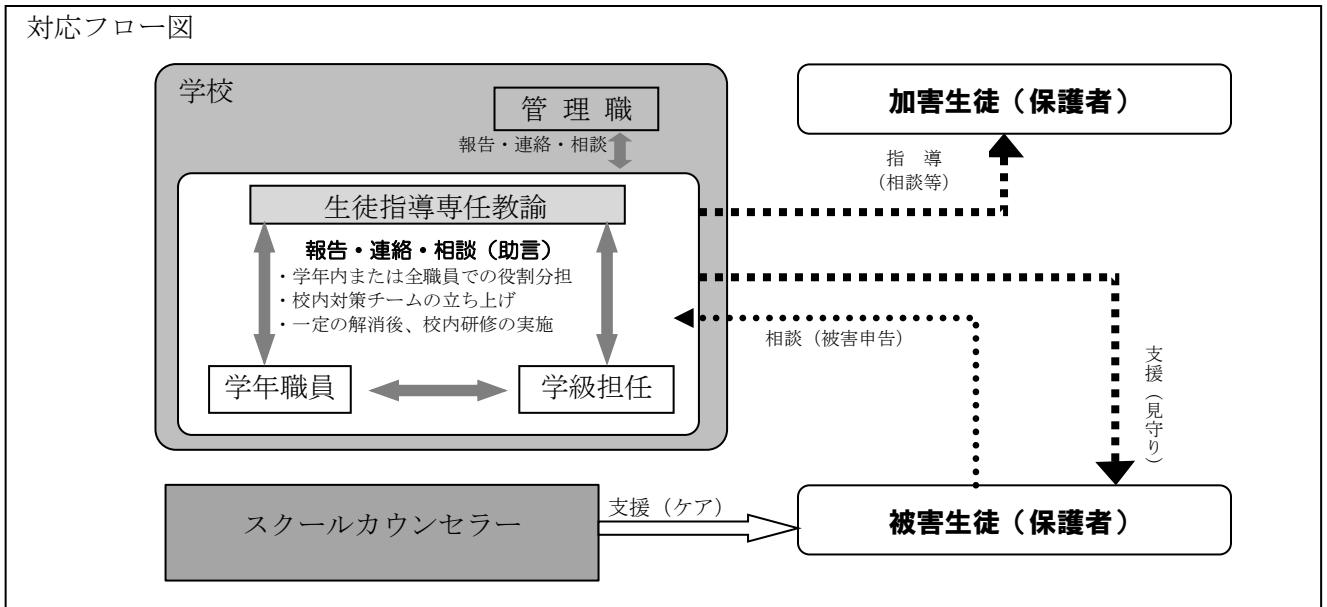
学校としての方針 (以下、横浜市教育委員会発行『『いじめ』根絶を目指して』より抜粋)

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②子どもたちが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に依じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- ③いじめは、度の学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ④いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者としての方針

- ①どの子供も、いじめの加害者にも被害者にも成りうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ②子供いじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っていける大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ③いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(1) 組織・役割について



(2) 取り組みの具体化

① いじめの防止

問題対応型ではなく、未然防止を目指した学校体制を作る。

1) 「居場所づくり」「絆づくり」の実践

○ FPH の活動実践

- ・ 「いじめをしない」「嫌なことをしない」「傍観者にならない」という宣言に基づくチーム作り
 - ・ 定例会による状況報告
- 意識の共有化を高める
- ・ FPH の加入者にピンバッジを配布

2) 教員の人権意識の研修実践

○ 教員の意識向上から生徒の意識向上へ

- ・ 最低年 1 回の小中合同人権研修
- ・ 最低年 2 回の全体研修会
- ・ 日々の実践の中での振り返りと打ち合わせ

3) アンケートの実施

○ アンケートの集約結果に基づく状況把握

- ・ 学級の状況
- ・ 学年の状況
- ・ 学校の状況

○ アンケートを行うことによる意識付け

○ 学級・学年で差を出さない意識付け

②早期発見

1) 教員による日々の観察

○あらゆる活動場面での観察

- ・授業、休み時間、清掃時間、昼食時間、部活動
- ・欠席、早退、遅刻の状況

○持つべき視点の共有化

- ・顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声をかけた時の反応
- ・教科書やノート等の学用品、身の回りの物、机の上の落書き など

2) アンケートの実施

○無記名、複数回

○結果に基づいた「見守りシート」の作成

○シートに基づいた検討会の実施及び、情報の確認。対応の確認。

③いじめに対する措置

1) 被害生徒への聞き取り

○心情の理解

- ・「イヤ」「辛い」と感じたことが「いじめ」であるという視点。
- ・「自分も悪い」という不必要な自責の念に対する配慮。
- ・「守っていく」という姿勢をさりげなく繰り返し伝え、話を聞く。
- ・一つずつの事象で「いじめの範囲か否か」を判断しない。
- ・子どもによって受け止め方は違うと言う認識を持つ。

○具体的に事実の確認

- ・「いつ」「どこで」「だれから」「どんなことを」
- ・複数の事象に対しても、一つずつ聞く

2) 加害生徒の聞き取り

○被害者生徒の意志を生かすことを前提とする

○教職員との合意形成の有無による二次的被害を招かないように考慮。

○事実を正確に確認する

- ・事実を認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。
- ・複数の行為がある場合、一つずつ確認する。

3) 傍観者への指導

○傍観者にならないために

- ・何もしないことがいじめを助長させていることになる
- ・注意に対しての報復への恐怖感が傍観者を生み出す
- ・同じ考えの人に協力を依頼する
- ・身近な大人に相談することは間違いではない

- ・相談したことで、どのように解決していくかをあらかじめ伝える

○居場所づくり

- ・過度な「競争的価値観を減らす」
- ・どの授業も落ち着いて過ごすことができる場所を提供する

○自己有用感の醸成

- ・授業や行事で全ての生徒が活動できる場面を作り、他者との関わりの中で絆づくりを進める

4) 保護者への対応・支援

○いじめを受けた子どもの保護者への対応・支援

- ・家庭訪問等により直接保護者に正確な事実を伝える。(電話連絡は原則ナシとする)
- ・不安や動揺の気持ちを共感的に受け止め謙虚な態度で接する。話してもらったことへの感謝の気持ちや気付かなかったことへの謝罪も伝える
- ・いじめられている子どもを第一に考えて対応することを伝える
- ・問題解決に向けた学校の方針や具体的な取り組み等に相談をし、学校全体で組織的に対応することを伝える
- ・解決を急ぐあまり、いじめられた子どもの苦悩や傷つきのケア、いじめた子どもの内省などが十分でない状態で終結させようとして、謝罪の場を設定してしまう傾向があるが、要因や背景を考えた対応に時間が必要であることへの理解を得ておく。

○いじめを受けた子どもの保護者への対応・支援

- ・いじめの状況や被害について正確に報告する。
- ・いじめられた子どもと保護者の傷つきや辛さを説明し理解を求める
- ・指導の状況やいじめに至った要因や背景、いじめた子どもの心情、学校の指導方針と見通しなどを正確に伝える。
- ・子ども、保護者の心情に寄り添って、解決に向けて共に考えていく姿勢を示す。
- ・保護者が責められている気持ちになったり、孤立感を持ったりしないように配慮する。
- ・子どもの様子や学校での解決に向けた取組とその状況、見通しについて伝える。合わせて家庭での様子や変化、心配などを聞き情報を共有する。
- ・解決を急ぐあまり、いじめられた子どもの苦悩や傷つきのケア、いじめた子どもの内省などが十分でない状態で終結させようとする傾向があるが、要因や背景を考えた対応に時間が必要であることへの理解を得ておく
- ・連絡票を活用する等して警察との連携を進めた場合、本人の指導支援だけでなく、保護者の相談や支援等を行うことも大切である。
- ・出席停止を措置を講ずる場合には、その趣旨を説明し理解を得るとともに出席停止期間中や終了後の対応についての方針を示し、協力を求める。
- ・子どもの心的な傷つきや保護者の心配等の状況によっては、カウンセラーや関係機関を紹介する。

○謝罪・保護者会について

- ・安易で性急な謝罪は問題の解決にはならない。
- ・被害生徒、保護者の心情や加害生徒の内省状況、保護者の心情などを十分考慮して、被害者の意志を尊重したうえで謝罪の会や保護者会などを開催する。

5) 再発防止・継続支援

○子どものケア

(ア) いじめられた子ども

- ・定期的な面談を通して「守る」ことを伝え安心感を与える。
- ・学級、学年の集団作り、雰囲気作りを進める。
- ・全職員の情報共有、経過観察、毎日の情報共有（含む保護者への連絡）
- ・様々なバリエーションのグループワーク等を意図的に取り入れ人間関係づくりを進める。
- ・必要に応じてカウンセラーとの継続した面談を行う

(イ) いじめた子ども

- ・全職員による情報共有、経過観察、毎日の情報集約（保護者への連絡）
- ・学級、学年の集団作り、雰囲気作りを進める。
- ・複数の教員で継続的な声かけを行う（他の生徒の受け止めに十分に配慮する）
- ・保護者にも家庭で会話を多くもってもらい、安心感を醸成し心の安定に繋げる。
- ・専任教諭や、養護教諭が継続して面談を行う。状況に応じてカウンセラーが面接をする

○家庭や関係機関との連携

- ・定期的に学校の取り組み状況や子どもの様子などを伝えるとともに家庭での様子や変化を把握するなど情報共有につとめる
- ・学校や家庭における子どもへの関わり方について継続して相談していく。
- ・保護者の希望によってはカウンセラーとの面談を進める。
- ・状況に

○学校体制の見直し

④学校運営協議会等の活用